

川崎市幸区公告 第52号

次の後期高齢者医療保険料に係る過誤納金還付（充当）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年12月18日

川崎市幸区長 山口 美穂

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和6年度	後期高齢者 医療保険料			1 件

（別紙省略）